

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年4月8日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：全世界（広域）復興に向けて地域を元気にするまちづくりのためのプロジェクト研究（国内業務）（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：全世界（広域）復興に向けて地域を元気にするまちづくりのためのプロジェクト研究（国内業務）（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00135

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026年4月8日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界（広域）復興に向けて地域を元気にするまちづくりのためのプロジェクト研究（国内業務）（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年6月から2027年5月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年10月頃

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
-----	----	----

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

1	資料ダウンロード期限	2026年4月14日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026年4月15日 12時まで
3	質問への回答	2026年4月20日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026年4月24日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026年5月20日 10時30分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

本調査研究においては、業務内容の特性を踏まえ、開発コンサルタントや地方創生コンサルタント等による共同企業体の結成を推奨します。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定

する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C %E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9 F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/ExfrS0aKEh>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前

までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

- (3) 提出先
国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)
- (4) 提出書類
 - 1) 技術提案書・別見積書
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 - 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効
次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。
 - 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
 - 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 4) 明らかに連合によると認められる入札
 - 5) 同一競争参加者による複数の入札
 - 6) 条件が付されている入札

7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格 = 100 点
- ② 価格評価点：(最低見積価格 / それ以外の者の価格) × 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

- 最も安価な見積額：価格評価点 = 100 点
それ以外の見積額 (N)：価格評価点 = (予定価格 × 0.8 / N) × 100 点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70 : 30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

我が国は、世界に先駆けて1950年代後半より少子高齢化を迎え、1974年以降その傾向が本格化し、2025年には高齢化率が29%を超えるなど、世界で最も少子高齢化が進んだ水準にある。現在、少子高齢化は先進国共通の課題に留まらず、アジア諸国を中心とした途上国・新興国においても、日本を上回るスピードで急速に進行している。これら諸国では、社会保障制度が十分に整う前に高齢化が加速する「豊かになる前に老いる (Getting old before getting rich)」という深刻な事態に直面しており、日本の知見に対する国際的な関心は極めて高い。

我が国においては、人口減少の影響は地域ごとに状況や深刻度が異なるものの、多くの地域において、共通してさまざまな課題が顕在化しており、都市部では都市機能の空洞化、公共交通利用の減少、郊外住宅地の老朽化や空き家の増加などの課題が顕在化し、災害リスクにも配慮したコンパクトで持続可能な都市構造への転換が求められている。一方、中山間部では若年層の流出や、激甚化する気候変動に伴い頻発する自然災害（土砂災害・豪雨等）などの影響が重なり急激な人口減少が進み、医療・福祉サービス提供、地域コミュニティやインフラの維持負担が増大するといった深刻な課題が生じている。

こうした背景を踏まえ、多くの自治体では、立地適正化計画の運用による都市機能及び居住機能の誘導・集約（2025年7月時点で935都市が取り組み、そのうち643都市が計画を作成・公表済み）、中山間部における戦略的集住、被災地における防災指針に基づく復興など、多様なまちづくり方策が実践されている。

本調査研究では、世界各国の人口減少下にある地域を対象に、人口増加や賑わいの創出等を目的とした従来型のまちおこしとは異なり、地域社会の持続的な維持を目指す自治体のまちづくり事例（以下、「地域を元気にするまちづくり」とする）をレビューし、課題とグッドプラクティスを抽出するとともに、直面する諸問題の体系的な整理を行う。

なお、本調査研究では、より実践的な調査結果を得るために、2020年7月の豪雨災害からの復興過程においてインフラ等のハード整備が進展し、今後は暮らし・生業・

賑わいの創出といったソフト面のまちづくりが本格化する段階にある熊本県八代市のうち、特に八代市坂本町を重点的に対象として調査を行う。レビュー段階から同市及び同町と連携し、優良事例を訪問しながら、住民ヒアリングやワークショップ等を通じて同町における「地域を元気にするまちづくり」のシナリオ案を検討し、その実践知をナレッジとして整理することを想定している。

なお、八代市坂本町からは、JICAが開発途上国で実践してきた調査や人口予測等の科学的根拠に基づく計画策定と、策定プロセスに地域住民を巻き込むノウハウを同町のまちづくりに生かすことが期待されている。本調査研究を通じて、今後、世界の課題となる少子高齢化におけるまちづくりに必要な視座をJICAとして整理する点、加えて、JICAが日本の地域課題と世界の課題をつなぎ、日本の地域課題にどのように貢献することができるかを探求する点に本研究の新規性がある。

第2条 調査の目的と範囲

本調査研究では、八代市と共に世界各国の自治体を実施している「地域を元気にするまちづくり」の事例を学び、八代市坂本町の災害からの復興まちづくりに生かす探求プロセスをもって、少子高齢化が顕在化しつつある開発途上国における持続可能なまちづくりの在り方や、将来的な少子高齢化を見据えた開発途上国支援の方向性について多面的な検討及び議論を行うことを目的とする。

第3条 調査の内容

(1) インセプションレポートの作成

本調査研究の実施方針、作業計画及び実施体制、開発途上国における人口動態に関する体系的な整理（基本トレンド、人口減少の要因、等を含む）等を取り纏め、インセプションレポートを作成し、八代市坂本町の行政担当者・有識者・地域住民など（以下、「八代市の関係者」とする）とJICAに対し説明した上で合意を得る。

(2) 世界各国のまちづくり事例のレビュー及び事例集の作成

少子高齢化や気候変動に伴う人口減少の状況下において、世界各国の自治体を取り組む「地域を元気にするまちづくり」について、八代市坂本町が抱える課題の解決に対して持続的な効果を発揮し得るか、という観点から、特徴的な優良事例を収集⁴する。その後、次に示す「レビューの視点」に基づき、収集した事例の分析・評価を行い、事例集としてとりまとめる。なお、事例集のドラフトを作成する段階において、八代市の関係者から意見を聴取する機会を適宜設けるものとする。

【レビューの視点】

※下記は政府開発援助（ODA）のDAC評価基準に準拠して作成した案であり、実際の

⁴ 世界各国には、都市再生、人口減少対応、被災地復興等に関する膨大な数のまちづくり事例が存在しているため、事例収集にあたっては、その地域が掲げる課題やテーマ、地域特性や人口規模、収集する事例数、ならびに「八代市坂本町が抱える課題の解決に対して持続的な効果を発揮し得るか」等を考慮した適切なクライテリア（選定基準）を設定するとともに、限られた調査期間の中で最大の成果が得られるよう、効率的かつ体系的に事例を収集・整理する方法についての提案を求めるものとする。

事例レビュー方法については、八代市の関係者と協議のうえで検討を行う。

- ・当該地域、さらには八代市坂本町への適合性（課題解決に向けた財政的妥当性、市町村の計画及び方針との整合性）
- ・課題解決への有効性（目標及び成果の達成度）
- ・課題規模に対する施策の財政的・人的・物的効率性
- ・施策の持続性（効果が長期的に維持される見込み、当該地域内の組織体制・財源確保・人材面が継続運営に耐えうるか）
- ・施策の特異性または汎用性（他地域では見られない工夫、あるいは他地域への転用可能性）
- ・裨益効果の公平性
- ・施策のインパクト（想定内及び想定外の正負の影響）

（3） スタディツアーの実施

（2）でとりまとめた事例のうち、八代市坂本町が直面する課題及びニーズに合致し、かつ同町にとってのグッドプラクティスとなり得る事例を対象として（日本の事例を想定）、現地視察や関係者との意見交換を伴うスタディツアーを3回程度実施する（1回あたり最長で3日間）。

本スタディツアーは、現地での実情把握に加え、成功要因（制度・組織・資金等）の分析、及び八代市坂本町への応用可能性の深化・探求を目的とする。なお、具体的な視察先候補及び実施回数については、八代市の関係者及びJICAと十分に協議を行い、双方の承諾を得た上で決定すること。視察には、八代市職員及び八代市坂本町の地域住民（10名前後を想定）が同行するものとし、同行者の選定にあたっては、ジェンダーバランス（男女比）や世代構成の多様性に十分に配慮すること。

（4） 八代市及び八代市坂本町の現状分析

（ア）人口予測とインフラ・サービスの安定維持の見通し

出生・死亡に伴う自然動態の推計に加え、被災に伴う雇用喪失や生活基盤の変容に起因する社会動態を重視した精緻な人口予測を行う。また、道路・橋梁、上下水道等の公共インフラの維持コストや、エネルギー供給（プロパンガスなど）、物流・小売などの民間サービスの提供が将来的に安定しにくくなる可能性を多角的に分析⁵し、地域住民が持続的に生活する上で必要な各種インフラやサービスの確保に係る課題を抽出する。なお、調査範囲は八代市全域とし、そのうち八代市坂本町を重点地域として、より詳細な情報収集及び分析を行う。

（イ）八代市坂本町の地域資源と生活実態及び住民意識の現状分析とポテンシャル評価

重点地域として、八代市坂本町内に現存する活用可能な資源（歴史・文化、伝統・伝承、生業、観光、既存組織・施設など）に加え、外部から導入可能な資源や新たに創出が期待される資源についても、ワークショップやヒアリング等の住民参加型の調

⁵シナリオ案の検討には、先行する特徴的な優良事例を参照しつつも、経験則や定性的判断にとどまらず、科学的根拠に基づく分析により将来像を描くことが重要である。そのため、地域住民が持続的に生活する上で必要となるインフラ・サービスについて、その定義および項目設定を明確にするとともに、具体的なデータの収集方法、適切な分析単位などを含め、シナリオ案の妥当性を裏付ける分析フレームワークへの提案を求めるものとする。なお、八代市坂本町の意向や計画との整合性を十分に確保する必要があることから、分析結果の取り扱いについては八代市側と継続的に協議を行い、承認を得ることを前提とする。

査手法⁶を用いて抽出し、現状課題及び将来的な活用可能性について多角的に分析する。また、住民の居住状況、生計の立て方、生活環境（満足度、不満点）等の生活実態や住民意識についても併せて詳細に把握する。

(5) 八代市坂本町の住民の声を踏まえた復興まちづくりのシナリオ案の検討

将来にわたりコミュニティや暮らしを維持するために必要な条件（公的サービスの提供水準や民間サービスの確保水準）を整理するとともに、適宜住民との対話の場を設け、(4)の分析結果と、(2)及び(3)で整理した事例との照合・比較を行い、持続可能なまちづくりに向けた具体的なシナリオ案を検討する。本シナリオ案は、八代市及び八代市坂本町関係者、有識者等の意見を踏まえて、取りまとめていくこととし、現地関係者の意見を最大限尊重する。その検討過程で、人口予測等の科学的根拠や分析結果、世界各国のまちづくり事例、後述するスタディツアーでの知見提供を行う。将来の土地利用や生活イメージが住民に伝わりやすいよう、図表やイメージパース、地図等を活用して視覚的に提示することが望ましい。

(6) 勉強会・ワークショップの実施

スタディツアーで得られる知見を最大化するため、必要な前知識の補強を目的としたスタディツアー参加者向けの勉強会を2回程度開催する。また、住民からのアイデア出しやリソースの発掘を通じて、シナリオ案を実現可能性が高く地元で根差した内容へと昇華させるための住民参加型ワークショップ（検討会）を2回程度実施する。なお、事例集の作成、シナリオ案の検討、視察先の選定等については、八代市関係者との協議の場を適宜設けつつ、連携して作成・計画を進めるものとする。また、八代市の承諾を得たうえで、住民自治協議会や地域振興会などの地域関係組織とも連携しながら協議を進めることが望ましい。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 地域住民への説明及び配慮

本調査研究の遂行にあたっては、八代市及び八代市坂本町の方針を十分に踏まえ、地域住民への説明や意見交換を行うものとする。その際、専門用語の平易な言い換えなど適切な表現を選択し、調査の趣旨や目的について住民に誤解が生じないように努めること。また、地域住民の感情や信頼関係を損なうことのないよう細心の注意を払い、当該自治体の円滑な行政運営を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 地域住民が関与する調査活動の実施手法

ヒアリングやワークショップ等、地域住民が関与する調査活動を実施する際には、インセプションレポート作成段階において、八代市及び八代市坂本町がこれまで実施してきた住民対応の経緯や、市が制限を設けている手法等について、関連部局から十分に聴取し、提案する調査方法との整合を図ったうえで、適切な実施手法を選定すること。なお、契約締結前に本調査研究に関連する照会を八代市へ行わないことを徹底するものとする。地域住民の負担軽減や心理的安全性に配慮し、行政と地域住民との

⁶ JICAは開発途上国支援の中で、住民参加型の調査により地域住民の潜在的な意見を引き出し、計画や政策の策定等に反映してきた実績を有しており、こうしたノウハウは日本国内においても有効活用できると考えられる。地域住民の主体性を引き出すとともに、表面化していない地域資源や地域住民の意向を効果的に発見することを目的として、ヒアリングやワークショップ等の具体的かつ実践的な住民参加型調査方法に関する提案を求めるものとする。

信頼関係を毀損しない適切な調査手法を選択するものとする。

(3) 八代市及び熊本大学との連携

本調査研究における第3条調査内容(4)(イ)、(5)、(6)の実施に際しては、八代市および熊本大学から活動支援を受ける体制を構築する予定である。具体的な連携方法⁷については、プロジェクト開始後⁸に八代市および熊本大学と協議のうえ決定し、JICAの承認を得た後に各活動を実施するものとする。

(4) 成果物等の公開及び権利処理

成果物や公開資料に使用する写真や図版等については、個人の肖像権に配慮し(顔のぼかし処理等)、個人を特定できないよう措置を講じるか、または適切な使用許諾を得た上で使用すること。JICA図書館での公開等、外部への情報発信を目的とする資料については、その掲載内容、公開範囲、表現について、事前に八代市と八代市坂本町との十分な協議を行い、承諾を得た上で作成・公開するものとする。また、本調査研究を通じて得られたデータ及び分析結果、ならびに検討したシナリオ案の取り扱いについては、八代市及び八代市坂本町と適宜協議のうえ決定する。

(5) 国内支援委員会の設置

本調査研究では、各専門領域(まちづくり、公共経済・地方財政、等)における有識者からなる国内支援委員会(3名程度)を設置し、助言を受ける体制を整備する予定である。有識者はJICA社会基盤部都市・地域開発グループが指定する予定であり、各種会議(進捗報告、スタディツアー、最終報告、等)へ参加し、担当する専門領域に係る助言を行うとともに、スタディツアーへ同行し、訪問先の自治体が抱える行政課題に係る情報収集・分析の支援、八代市坂本町及び開発途上国の課題解決への提言を行うことを想定している。受注者は、本調査研究を効率的・効果的に進めるために、JICA社会基盤部都市・地域開発グループや国内支援委員と適宜・適時に情報共有、意見交換、調整を行うことが求められる。なお、国内有識者の助言を得つつも、調査全体の工程管理、報告書等の成果品の取りまとめ・質管理は受注者にて行う。

第5条 報告書等

業務の各段階において作成及び提出する報告書等は以下のとおり。

(1) インセプションレポート

- (ア) 記載事項：調査研究に関する基本方針、方法、項目、作業計画等
- (イ) 提出時期：業務開始から1ヶ月以内
- (ウ) 部数：和文 製本 4部

(2) 事例集

- (ア) 記載事項：世界各国のまちづくり事例の調査・レビュー結果
- (イ) 提出時期：2026年9月下旬
- (ウ) 部数：和文 製本 4部、CD-R 4枚

⁷ 本調査研究においては、八代市および同市坂本支所との調整が重要であり、同市との打合せは月1回程度を想定している。なお、具体的な打合せ回数については、インセプションレポート作成時に同市との協議のうえ決定するものとする。

⁸ プロポーザル提出前に、八代市および熊本大学に対し、本調査研究に関する問い合わせを行わないことを求める。

- (3) ドラフトファイナルレポート
 - (ア) 記載事項：本業務の暫定的な取り纏め
 - (イ) 提出時期：2027年3月下旬
 - (ウ) 部数：和文（電子データ）

- (4) ファイナルレポート
 - (ア) 記載事項：本業務の全体成果
 - (イ) 提出時期：契約履行期限の末日
 - (ウ) 部数：和文 製本 2部、CD-R 2枚

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める項目	特記仕様書への該当条項
1	効率的な収集手法	第3条 調査研究の内容 (2)世界各国のまちづくり事例のレビュー及び事例集の作成
2	インフラ・サービスの安定維持を評価するための独自の分析フレームワーク（生活利便施設へのアクセシビリティ評価等）	第3条 調査研究の内容 (4) 八代市及び八代市坂本町の現状分析 (ア) 人口予測とインフラ・サービスの安定維持の見通し
3	住民参加型の調査手法	第3条 調査研究の内容 (4) 八代市及び八代市坂本町の現状分析 (イ) 坂本町の地域資源と生活実態及び住民意識の現状分析とポテンシャル評価

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 約9.96人月

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (2号))】

- 1) 対象国及び類似地域：全世界
- 2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 日本全国のまちづくり事例

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

*評価対象とする類似業務：日本及び世界各国における自治体のまちづくり計画、地域振興計画等に関する調査及び計画策定支援業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル

作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

報酬単価（上限額）については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2) 国内業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

上記の費目については、その他原価及び一般管理費等も提示ください。

その他原価及び一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を別見積でも適用く

ださい。

(3) 定額計上について

■ 本案件は、定額計上はありません。

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2